

業務委託グループ協定書

（目的）

第1 条 当グループは、沖縄県（以下「県」という。）発注に係る沖縄県有地管理処分等業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務委託」という。）の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（成立の時期及び解散の時期）

第2 条 当グループは、令和 年 月 日に成立し、業務委託の委託期間が満了し、委託料

の受領が終了するまでの間は、解散することができない。

2 　業務委託を受託することができなかったときは、当グループは、前項の規定にかかわらず解散するものとする。

（構成者の住所及び名称）

第3 条 当グループの構成者は、次のとおりとする。

（住所）

（会社名）

（住所）

（会社名）

（代表者の名称）

第4 条 当グループは、（会社名）を代表者とする。

（代表者の権限）

第5 条 当グループの代表者は、業務委託の実施に関し、当グループを代表して、県と折衝

する権限並びに自己の名義をもって委託料の請求、受領する権限を有するものとする。

（分担）

第6 条 各構成者の業務委託の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき

県と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○地域○○業務（会社名）

○○地域○○業務（会社名）

（構成者の責任）

第7 条 当グループは、構成者全員をもって業務委託の完成に当たるものとし、各構成者は、

それぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（構成者の相互間の責任の分担）

第8 条 構成者がその分担業務に関し、県及び第三者に与えた損害は、当該構成者がこれを

負担するものとする。

2 　構成者が他の構成者に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成者が協議するものとする。

3 　前二項の規定は、いかなる意味においても第7 条に規定する当グループの責任を免れるものではない。

（業務途中における構成者の脱退）

第9 条 構成者は、業務委託期間が満了し、委託料の受領が終了するまでは当グループを脱

退することができない。

（業務途中における構成者の破産又は解散に対する処置）

第10 条 構成者のうちいずれかが業務途中において破産または、解散した場合においては、

残存構成者が共同連帯して当該構成者の分担業務を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第8 条第2 項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第11 条 当グループが解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構

成者は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第12 条 本協定書に定めのない事項については、構成者が協議のうえ定めるものとする。

（会社名）外○者は、上記のとおり業務委託グループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し各通に構成者が記名捺印し、各自所持するものとする。

なお、1 通については、沖縄県（総務部管財課）に提出する。

令和○年○月○日

（住所）

（会社名）

（代表者名・印）

（住所）

（会社名）

（代表者名・印）

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正して差し支えない。